



平成 30 年 12 月 21 日

各 位

会 社 名 東 洋 証 券 株 式 会 社
代 表 者 取 締 役 社 長 桑 原 理 哲
(コード：8614、東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 松 本 誠
(Tel 03-5117-1121)

関東財務局による業務改善命令について

本年 10 月 30 日付で、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対して、当社に対し行政処分を行うよう勧告がなされておりましたが、本日、当社は、関東財務局長より、下記のとおり業務改善命令を受けました。

お客さま、株主さまならびに関係者のみなさまに多大なご迷惑をおかけいたしましたことを、心よりおわび申し上げます。

当社は、今般の業務改善命令を厳粛かつ真摯に受け止め、ガバナンス態勢および内部管理態勢を強化するとともに、コンプライアンスを徹底し、お客さま本位の業務運営に努めてまいります。

記

【業務改善命令の内容】

- (1) 顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。
- (2) 外国株式の取引等の勧誘に関し、顧客が投資判断を正確に行うことができるよう説明態勢等の構築を図ること。
- (3) 投資者保護の観点から、適切な経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を構築するなどの再発防止策を策定し、着実に実行すること。
- (4) 全役職員に対し、法令遵守の徹底に係る研修を実施すること。
- (5) 本件に係る責任の所在の明確化を図ること。
- (6) 上記(1)～(5)について、その実施状況を平成 31 年 1 月 21 日(月)までに書面で報告するとともに、その後の進捗状況を当面の間、6 ヶ月ごとに書面で報告すること。

以 上